コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Maruzen CHI Holdings Co., Ltd.
最終更新日：2015年5月1日
丸善CHIホールディングス株式会社
代表取締役社長　中川　清貴
問合せ先：03-5225-8787
証券コード：3159
http://www.maruzen-chi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「知は社会の礎である」という価値観のもと、「知の生成と流通に革新をもたらす企業集団となる」というグループビジョンを掲げて事業運営を執り行っております。これら当社の経営理念の実現のためには、株主様、お客様、お取引先様をはじめとするステークホルダーの皆様からのご期待に応えながら経営の透明性を高めることでその信頼を得て、継続的に企業価値を高めていくことが必要であると考えております。そのための経営体制に関しましては、経営意思決定の迅速化、業務執行の適正性及び効率性を確保するとともに、企業経営の監査・監督の充実を図り、正直で透明な組織運営を行うことを基本とするコーポレート・ガバナンスの強化が経営上の最重要課題であると認識しております。

＜経営理念＞
■価値観：「知は社会の礎である」
私たちは、知が人に与える力を信じます。そして時代にそくした最良の知のグローバルな循環が21世紀の創発的な日本の社会の礎であると考えます。
■グループビジョン：「知の生成と流通に革新をもたらす企業集団となる」
私たちは、「知は社会の礎である」という価値観を共有し、教育・学術機関、図書館、出版業界等と連携し、最良な知の生成・流通と知的な環境づくりにおいて、革新的な仕組みを創出、提供することにより、業界の活性化をリードし、日本の社会に貢献する企業集団となることを目指します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大日本印刷株式会社	49,028,336	52.97
工藤恭孝	6,867,410	7.42
株式会社講談社	4,028,000	4.35
株式会社トーハン	3,694,406	3.99
有限会社宝生堂	3,508,880	3.79
丸善CHIホールディングス従業員持株会	2,656,185	2.86
石井昭	2,500,426	2.70
株式会社小学館	2,203,500	2.38
新田満夫	1,950,900	2.11
一般個人株主	928,900	1.00

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	大日本印刷株式会社 （上場：東京）（コード） 7912

補足説明

「(2)大株主の状況」の個人株主についての記載は、当社の関係者は実名を公表しておりますが、一般の個人投資家は実名を伏せて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である大日本印刷株式会社（以下、「DNP」）は、当社の総株式数の52.97%を保有する親会社であり、当社株主総会決議事項に影響を及ぼす立場にありますが、当社設立にあたって株式移転完全子会社である丸善株式会社（以下「丸善」）及び株式会社図書館流通センター（以下「TRC」）とDNPとの間で締結した2009年9月29日付「新会社の設立及び運営に関する契約書」において、DNPは当社の企業価値を最大化するために、当社の経営の独立性を最大限尊重し考慮することが重要であることを認識しているとの確認を得ております。また、DNPとの取引条件については、他の企業と同様の基準で設定をしています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

2010年2月1日に丸善とTRCの2社の経営統合により設立した当社は、その後、株式交換により株式会社ジュンク堂書店（以下「ジュンク堂」、2010年6月29日付発表）、及び株式会社雄松堂書店（2010年10月20日付発表）を、また丸善から分社、新設した丸善書店株式会社（以下「丸善書店」、2010年8月2日付設立）、及び丸善出版株式会社（2011年2月1日付設立）を、それぞれ2011年2月1日付で当社の直接の事業子会社といたしました。一方で当社は、2010年12月24日に株式会社honto（2011年6月1日に株式会社hontoブックサービスへ商号変更）を設立いたしました。
その後、ジュンク堂を丸善書店の完全子会社とし、さらに2015年2月1日付で丸善書店を存続会社、ジュンク堂を消滅会社とする吸収合併を行った上で丸善書店の商号を株式会社丸善ジュンク堂書店に変更いたしました（2014年12月24日発表）。また2015年4月24日に株式会社hontoブックサービスを休眠会社とする決定をいたしました。これは、株式会社hontoブックサービスで行っていた電子書籍に関する事業を株式会社トゥ・ディファクト（DNP、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び当社の合弁会社）に移管したためです。これらにより現在当社は、直接の事業子会社5社により、事業規模の拡大とその効率的な運営のための体制整備に取り組んでおります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋本　博文	他の会社の出身者		○									
茅根　熙和	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本　博文		当社の親会社である大日本印刷株式会社の事業企画推進室長です。	大日本印刷株式会社における業務を通じて、事業提携、事業企画分野に幅広い知見を有しており、同氏の経験を当社経営の監督に活かしていただけると判断したため。
茅根　熙和	○	茅根・春原法律事務所の弁護士であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。	弁護士としての専門的な知識や幅広い知見を有しており、同氏の経験を当社経営の監督に活かしていただけると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役

補足説明

報酬委員会は、当社の報酬委員会規定に基づいた、当社の取締役及び執行役員の報酬に関して設置される諮問機関であり、代表取締役のほか、代表取締役が必要に応じて選定する当社取締役3名以上で構成される任意の委員会です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に連絡会を開催します。
連絡会では、会計監査人から、監査計画や監査状況の説明、監査結果の報告を受けるなどして、効果的な監査実施に向け密接に連携します。

監査役は、監査業務の実施にあたり、当社の内部監査部門である監査部と定期的に会合を持ち、緊密な意見交換を行います。
監査部は、毎期策定する内部監査の方針・計画に基づき、当社及び当社グループ企業の会計監査・業務監査を実施し、その監査結果を定期的に取締役会及び監査役に報告します。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栗林　忠道	他の会社の出身者			△										
峯村　隆二	他の会社の出身者			○										
小堀　秀明	他の会社の出身者			○										
大胡　誠	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗林　忠道		当社の親会社である大日本印刷株式会社の出身です。	経理・会計・税務業務での幅広い知識と豊富な経験を有しており、それらを活かして社外監査役としての職務を遂行していただけると判断したため。
峯村　隆二		当社の親会社である大日本印刷株式会社の常務役員法務部長です。	企業法務に関して幅広い知識と豊富な経験を有しており、それらを活かして社外監査役としての職務を遂行していただけると判断したため。
小堀　秀明		当社の親会社である大日本印刷株式会社の関連事業部シニアエキスパートです。	DNPの関連会社において監査役の経験を持ち、グループ経営に精通した知識と経験等を当 社の監査体制に活かしていただけると判断した ため。
大胡　誠	○	柳田国際法律事務所の弁護士であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。	弁護士の知見を活かした独立役員として、より一層のガバナンス強化が図られると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

2011年4月27日に開催した定時株主総会において、柳田国際法律事務所の弁護士である大胡誠氏が社外監査役に選任され、当社は同氏を独立役員として指定いたしました。また、2015年4月24日に開催した定時株主総会において、茅根・春原法律事務所の弁護士である茅根熙和氏が社外取締役に選任され、当社は同氏を独立役員として指定いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、インセンティブ制度は活用しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、役員個別報酬の開示はしておりません。
事業報告には、取締役の年間報酬総額を記載しております。

取締役　5名　　35百万円

※当社第5期の事業年度末現在の取締役8名のうち、3名は無報酬であります。
※上記のほか、役員が当社子会社から受けた役員としての報酬額は、取締役4名に対し59百万円であります。
※2011年4月27日に開催した定時株主総会において、取締役の報酬等の額は年額360百万円以内と定めることが承認されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、報酬委員会規程に基づき社長が報酬委員会に対して株主総会で決議された取締役報酬等の限度内で金額を諮問し、同委員会からの答申に基づき各取締役の報酬を決定のうえ、取締役会において総額を報告しております。
各取締役の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案し決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役監査が実効的に行われるための体制として、監査部内に監査役会事務局を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

・当社は監査役設置会社であります。当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。
・取締役会は、取締役会規則に基づき、原則として月１回、また必要に応じて随時開催し、法令、定款又は取締役会規則に定める重要事項を決定するとともに、各取締役の職務執行の監督を行います。また社外取締役（2名）は独立した客観的な立場から経営の監督と助言を行っています。
・執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を促進することにより業務遂行の機動性を高め、当社を取り巻く経営環境の変化に迅速かつ的確に対応しうる強固な業務執行体制を構築します。
・監査役は、上記「当該社外監査役を選任している理由」に記載のとおり、監査役監査を支えるに十分な人材を確保した上で、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査基準及び分担に基づき監査を実施します。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するほか、代表取締役との意見交換、取締役、執行役員その他使用人からの業務執行状況の聴取、内部監査部門及び会計監査人との情報交換等により、取締役の職務の執行状況を監査し、経営監視機能を果たしてまいります。
・当社の東京証券取引所が上場規則に定める独立役員は、前述の「独立役員関係」の項で記載のとおり、社外取締役1名及び社外監査役1名の合計2名です。
・内部監査については監査部を設置し、当社及び事業子会社の会計及び業務監査を実施するため、定期的に社内各部及び事業子会社の業務全体にわたる内部監査を実施し、業務の改善に向けたアドバイスや勧告を行ってまいります。
・当社の金融商品取引法監査及び会社法監査を行う会計監査人は、明治監査法人であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社では、2名の社外取締役と4名の社外監査役を選任しております。取締役会における社外取締役としての経営の監督、並びに社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの客観的・中立的な経営監視機能が十分に働くと考えたため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が1月期であるため、株主総会は「毎年4月」の開催です。
その他	・招集通知発送後、当該招集通知をホームページに掲載しております。 ・株主総会開催時に、報告事項・議案等について、ビジュアル化対応を行い、株主により平易にわかりやすい説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	URL：http://www.maruzen-chi.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ全社員の行動指針として「丸善CHIグループ行動指針」を定めています。その中で、企業市民として社会への責任を果たし、生活者や取引先などステークホルダーを尊重し、信頼を得られるよう行動していくことを規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境への負荷をできる限り減らし、自然との共生にも配慮して、事業活動に取り組むことが重要と考え、環境保全と持続可能な社会の実現を目指します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、生活者、取引先その他のステークホルダーの当社グループに対する適正な評価及び信頼の確保に資することを目的として「情報開示規程」を定めており、適時・適切な情報開示に努めます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、冒頭の基本的な考え方に立脚して、会社法及び会社法施行規則に基づきコーポレート・ガバナンスの充実と強化を図ることを目的に、当社設立日の2010年2月1日付の取締役会において「内部統制システムの構築」に関する決議を行い、また2011年3月9日開催の取締役会決議により、「1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」及び「5. 財務報告の信頼性を確保するための体制」を当社グループとしてより一層の強化を図るための一部改定、並びに内部統制システムの中に「11. 反社会的勢力による被害を防止するための体制」を明確に位置づけるための追加改定をいたしました。さらに2015年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に定める内部統制システムの項目に合せた当社の取り組みを再整理し、改めて2015年4月24日付の取締役会にて「内部統制システムの構築」に関する決議（効力発生日は2015年5月1日）を行いました。

当社における取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための基本的な考え方及び体制の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」）及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び当社グループ会社（以下「当社グループ」）の従業員（取締役を含む）は、コンプライアンスを実践するための共通の行動基準として、親会社が制定する「DNPグループ 21世紀ビジョン」のほか、「丸善CHIグループ行動指針」を遵守するものとします。当社は、「DNPグループ 21世紀ビジョン」及び「丸善CHIグループ行動指針」を当社グループの従業員（取締役を含む）全員に配布するとともに、研修等を通じてその徹底を図ります。
(2) 当社取締役会は、「取締役会規則」に基づきその適切な運営を確保するとともに、取締役の職務の執行を監督します。さらに各部署の担当取締役は、各部署の長の業務執行を監督することにより、法令・定款に違反する行為の未然防止に努めます。当社取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告し、かつ遅滞なく取締役会に報告します。また当社取締役会は、重大なコンプライアンス違反の恐れがある事項については、弁護士や会計監査人からの助言を得るものとします。
(3) 当社は監査役会を設置し、各監査役は、取締役の職務執行について、監査役会が定める監査基準及び分担に従い、監査を実施します。当社監査役会及び監査役は、法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。
(4) 当社取締役及び当社代表取締役社長が必要に応じて指名する者で構成する企業倫理行動委員会は、「企業倫理行動委員会規程」に基づき、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用を統括します。また、企業倫理行動委員会は、「DNPグループ 21世紀ビジョン」及び「丸善CHIグループ行動指針」の周知・徹底を図り、当社グループのコンプライアンスの取組みを組織横断的に統括し、当社グループ従業員への啓蒙、教育活動を統括します。こうした活動を具体化し、当社グループ各社における業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用をグループ一体化して迅速かつ効率的に推進していくことを目的に、当社の企業倫理行動委員会が指揮・監督する下部組織として4つのワーキンググループ（リスクマネジメントワーキンググループ、個人情報保護ワーキンググループ、大規模災害対策ワーキンググループ、及び内部統制報告制度対応ワーキンググループ）を設置して当社及び当社グループ各社からメンバーを任命し、各ワーキンググループの活動テーマごとに情報共有と当社グループ方針に基づく実践的な活動を行います。
(5) 当社グループにおける情報システムの投資・運用等については、「丸善CHIグループ・ITガバナンス基本規程」に基づき、当社グループにおけるITガバナンスを構築します。
(6) 当社グループにおける法令、諸規程に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的に、「丸善CHIグループ・内部通報規程」を制定し、総務部及び外部の弁護士を受付窓口とする当社グループ全従業員（取締役を含む）が利用可能な『丸善CHIグループ内部通報』を設置します。
(7) 当社取締役会の直轄組織として業務部署から独立した監査部を設置します。監査部は、「内部監査規程」に基づき、関係会社の監査役と連携し、当社グループ各社に対する定期的な内部監査と指導を行います。

2. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社取締役会は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「リスクマネジメント規程」を制定し、適宜、同規程を見直すものとします。
(2) 当社は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス等に関連する課題に取り組むため企業倫理行動委員会を設置します。総務部は、「リスクマネジメント規程」で定めるリスクマネジメントに関する情報の集約部署として、毎年、又は必要に応じて適宜、具体的なリスクの分析・評価を行うものとします。この分析・評価に基づく個々のリスクに対し、「リスクマネジメント規程」で定める統制活動の主体部署となる各部署（以下「主体部署」）は、リスク管理体制の構築と運用を行います。また、主体部署におけるリスク管理に対し、「リスクマネジメント規程」で定めるモニタリング機関が継続的な監視を行います。モニタリング機関は、定期的に、企業倫理行動委員会、取締役会又は監査役会に、主体部署のリスク管理状況を報告するものとします。
(3) 当社は、地震、津波、噴火、風水害その他の異常気象、火災、停電、伝染病、放射能汚染及びテロ等を要因とする大規模災害の発生によって、当社及び当社グループが想定外の危機的状況に陥ることを回避することを目的に「大規模災害に対する基本方針」及び「大規模災害対策基本規程」に基づき、実行性のある「危機管理体制」並びに「事業継続計画」を構築します。
(4) 当社は、「情報セキュリティ基本規程」及び「個人情報保護方針」を定め、当社が保有する個人情報を含むすべての情報資産を、事故、犯罪、災害による漏洩、改竄、利用阻害などの脅威から保護し、適切な物理的、電子的、人的諸対策を講じ、ビジネスの価値を高めます。当社グループにおいても上記と同様の考え方に基づく管理体制を構築していきます。また、万一の場合に備えて必要な損害賠償保険に加入し損失拡大を防止します。

3. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催します。
(2) 当社取締役会の決定に基づく職務の執行については、「取締役会規則」のほか、「組織規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」その他の社内規程等に則り、それぞれの責任者がその権限に従って行うものとします。各部署の担当取締役は、各部署の長に適切な権限委譲を行うことにより、業務執行の効率化を図ります。
(3) 当社は、当社グループ全体の年度事業計画及び経営戦略を策定し、毎月開催される当社取締役会において予算実績に関する分析並びに経営戦略の進捗状況に関する各子会社からの報告を受けて業績管理を行います。
(4) 当社グループの資金調達案件については、当社経理・財務部にて一元管理することによって、当社グループ内の借り入れ金利の低減を図るとともに借り入れ総額及び借り入れ条件等を統制します。資金調達に際しては、当社取締役会にて審議の上、承認したものを実行し、当社あるいは当社子会社において最も適切な借り入れ条件にて融資を受けます。また必要な場合には、当社取締役会による承認の上、当該融資資金をグループ内においてファイナンスします。
(5) 当社及び当社の連結子会社では、当社グループ会計方針に基づき連結会計システム及び連結納税システムを利用し、決算業務の効率化を図るとともに、適正な会計処理と納税を行います。

4. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、取締役会で定めた「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し、保存します。当社取締役及び監査役は「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に従い、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。
(2) 次に掲げる重要な文書については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に従い、その保存期間を10年以上とします。
a) 株主総会議事録
b) 取締役会議事録
c) 監査役会議事録
d) 企業倫理行動委員会議事録
e) 稟議書

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、「経理規程」に基づき適正な会計処理を実施します。また、当社及び当社グループ各社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の実施要領」に基づき財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し、法令等への適合性と財務報告の信頼性を確保します。

6. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、「関係会社管理規程」を設け、一定の事項については当社グループ会社の取締役会決議前に当社経営企画部に連絡することを義務づけ、そのうち重要な事項については、当社の取締役会等の事前承認事項とします。
(2) 当社は、当社内に当社グループの内部通報制度を設け、当社グループ全従業員（取締役を含む）が内部通報窓口を利用できるようにすることで、当社グループ全体での業務の適正な遂行を確保します。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の設置について監査役から要請があった場合、代表取締役社長が監査役と協議の上、すみやかに適切な人員配置を行います。

8. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人については、専任者は当面置きませんが、取締役の指揮命令から比較的独立した部署の者をあてることとし、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとします。また、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価については、事前

に監査役の同意を要することとします。

9. 監査役への報告に関する体制及び監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 監査役は、当社の重要なすべての会議に出席でき、そこで報告を受け、質問をし、また必要に応じて意見を述べることができるものとします。また、すべての資料、電磁的記録を閲覧できるものとします。
更に取締役は、次の事項を監査役に報告するものとします。
a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
b) 内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
c) 重大な法令・定款違反
d) その他コンプライアンス上重要な事項
(2) 使用人は前項各号に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとします。
(3) 当社監査部は、当社グループ全体を監査対象として、年次の内部監査計画書に基づく内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告します。監査部は取締役会にて内部監査報告を行う前に監査役に対し監査内容及びその結果を報告し、情報を共有します。
(4) 当社の「丸善CHIグループ・内部通報規程」に基づく『丸善CHIグループ内部通報』の集約部門である当社総務部は、受付した内部通報案件に関する概要、進捗状況及び総括について、企業倫理行動委員会に定期的に報告するほか、直接に監査役に対し報告を行います。
(5)『丸善CHIグループ内部通報』の担当者、監査役、及びその他通報案件に関与する者は、『丸善CHIグループ内部通報』の通報者あるいは直接に監査役へ報告を行なった通報者が通報した事実をもって不利な扱いをされることがないように、公益通報者保護法その他の法令及び当社の「丸善CHIグループ・内部通報規程」及び「監査役に対する通報者保護規程」を遵守し、通報案件の受領から調査、通報案件の総括、報告及び関係書類の保管等の各段階において厳重な情報管理を行います。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社監査役は、監査役会で決定し、当社取締役会にて監査役から報告した監査計画書に基づく監査活動(臨時に行われる監査等関連の監査役の活動を含む)を行います。当該監査に要した費用については経理・財務部長が内容を確認後に精算されます。
なお、監査役と代表取締役は定期的に意見交換会を実施します。監査役の職務執行に関する費用に関して協議が必要な場合には、当該意見交換会にてその対応について協議します。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、また監査役会及び監査役は、必要に応じて担当取締役、執行役員その他重要な使用人からヒヤリングを実施することができるものとします。

12. 反社会的勢力による被害を防止するための体制
当社及び当社グループ各社は、「丸善CHIグループ行動指針」において、法令と社会倫理の遵守を掲げ、その中に反社会的勢力との企業活動を一切行わないことを定め、これを遵守するとともに、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係遮断を可能とする取り決めを各取引先との間で進めます。また、平素から警察や弁護士等の外部機関と緊密な連携関係を構築し、事案発生時の報告及び対応を行う担当部署を設置します。更に担当者を各種研修に参加させる等により、情報収集に当たります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1.の「内部統制システムの構築」に記載の11. 反社会的勢力による被害を防止するための体制に記載のとおりです。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1.適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項
(1)経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等
当社は、投資判断に影響する重要な会社情報が迅速、正確、公平かつ適切に開示されることが、健全な証券市場の根幹を成すものであると認識しております。その認識のもと、常に株主、投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの視点に立ち、また金融商品取引法その他関連法令及び東京証券取引所の適時開示規則に則り、重要な会社情報を迅速、正確、公平かつ適切に開示することを経営の基本方針としております。

(2)自社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析
当社は持株会社として国内外に多くの拠点を有する各事業子会社における決定事実、及び決算情報並びに発生事実についての情報を、迅速かつ網羅的に収集することに留意し、重要な情報については適時適切に開示を行うことができる体制の整備に努めてまいります。

2.適時開示業務を執行する体制
(1)開示担当組織の整備
・当社は、上記基本方針に則り、適時適切な会社情報の開示を行うために「情報開示規程」を定め、総務部を開示担当部署とし、総務部担当役員を情報取扱責任者として、当該部署を中心とした適時開示体制を整備しております。
・情報取扱責任者及び開示担当部署は、取締役会その他重要な会議体に出席するとともに、経営企画部(稟議の進達管理及び関係会社の経営管理の統括を行う)及び経理・財務部(決算情報等を取扱う)と適宜連携して会社情報を収集しております。
・当社は「関係会社管理規程」「関係会社管理規程別表」にて、関係会社が当社の事前承認を受けるべき事項、又は当社への報告を必要とする関係会社の重要事項を定め、関係会社の情報もすみやかに把握できる体制を確保しております。情報取扱責任者及び開示担当部署は、収集された会社情報に関し、「情報開示規程」及び東京証券取引所の適時開示規則に基づき、その開示の要否、開示内容、開示方法及び開示時期等について、必要に応じて会計監査人、弁護士及び税理士その他の社外の専門家等と協議し、情報開示を適時に行うことに留意しつつ、その内容の正確性、適法性及び明瞭さを確保する体制を整備しております。
・当社は、当社及び事業子会社内部の情報の把握・管理のため「内部情報管理規程」を制定し、重要事実に関する情報の厳重管理や役員・従業員の株券等の売買に制限を設ける等、いわゆるインサイダー取引等の発生防止を徹底します。また、情報取扱責任者及び開示担当部署は、当社及び事業子会社の役員・従業員に対して、会社情報及び内部情報の管理及び適時適切な情報開示の重要性その他「情報開示規程」及び「内部情報管理規程」の定める体制及び手続等について、継続的な研修の実施及び社内告知その他の方法により周知徹底に努めます。

(2)適時開示手続きの整備
・開示すべき会社情報は、開示担当部署を通じて東京証券取引所への事前説明の後に「適時開示情報伝達システム(TDnet)」において開示します。また、TDnetでの開示に合わせて当社のホームページにも掲載し、情報開示後の株主・投資家等からの照会に積極的に対応するとともに、資料投函や必要に応じて記者会見を行う等、当該開示情報の周知を図ります。
・当社は、当社及び事業子会社の会社情報の開示にあたっては、原則として当社の取締役会の承認後に行うこととしています。但し、当社及び事業子会社の重要な発生事実については、「情報開示規程」に基づき、代表取締役及び情報取扱責任者による協議の上で適時に開示し、情報取扱
責任者から事後すみやかに取締役会へ報告を行います。

3.適時開示体制を対象としたモニタリングの整備
・当社は、他の組織から独立した内部監査部門である監査部を取締役会直下に設置しています。監査部は、会社情報の管理体制を含め内部管理体制を内部監査の対象としており、その適切性及び有効性を検証しております。
・各監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役からの報告聴取及び決算書類の閲覧等の方法により、上記管理体制が適正に機能しているかにつき監査を実施しております。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制模式図

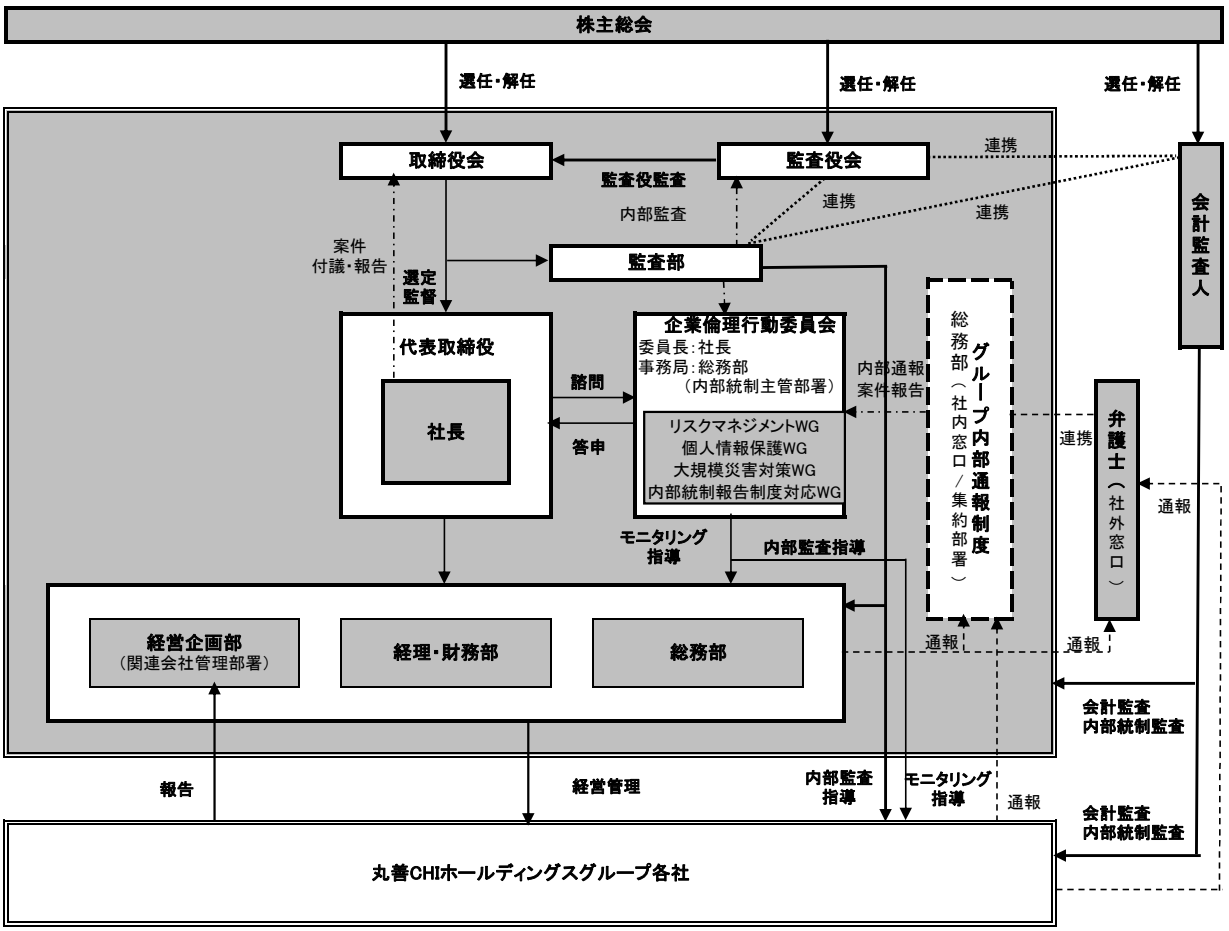

適時開示体制の概要（模式図）

